

# 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限について

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととします。

同一入札に参加した複数の者の関係が次の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱います。

入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者の一者を除くすべてが入札に参加しなかった場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。

## 1 同一入札への参加を制限する基準

### (1) 資本関係

会社法第2条第4号及び第3号に規定する親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 基準の事実確認

競争参加資格確認申請書の様式に役員及び株主(出資者)調書(別記様式)を追加することにより確認します。

## 3 共同企業体での取扱い

共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に上記1に掲げる関係がないこと。

ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除きます。

## 4 適用日

上記については、平成24年8月1日から適用します。

問い合わせ先

山鹿市役所 総務部 防災監理課 監理契約係

電話 0968-43-1113(直通)